

三ヶ日町農業協同組合 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員が働きやすい環境をつくること
によって、従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策
定する。

1. 計画期間 令和3年2月21日から令和8年2月20日までの5年間

2. 内容

<目標1>

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備、復帰後の子育て支援。

<対策>

●令和3年2月～

育児休業を取得する労働者の希望に応じた育児休業期間を与える。

●令和3年2月～

復帰後も看護休暇の時間単位取得の制度を周知させる。

<目標2>

意識啓蒙等による所定外労働時間の削減。

<対策>

●令和3年2月～

ノー残業デーの実施。

●令和3年2月～

3歳に満たない子を養育する従業員の所定外労働の免除制度の実施。